

丸忠物産有限会社 人材事業部 (HR)

育成就労：指定区域・優良実施者（受入枠）チェックリスト（社内共有用）

更新日：2026-05-19

対象：受入企業の人事・総務／現場責任者／支援委託の管理者（監理支援機関・登録支援機関）

目的：育成就労制度（2027/4/1施行予定）に向けて、「指定区域」「優良実施者」「実施者変更時の上限」な漏れを防ぐ

※本資料は、公式一次情報（e-Gov掲載資料・省庁ページ）に基づく一般的な整理です。

※分野・雇用形態・所在地・個別事情により必要対応は変わります。最終判断は個別確認が必要です。

0. まず結論（重要ポイント）

- ・育成就労制度は「令和9年4月1日（2027-04-01）」施行予定（公式一次情報）
- ・育成就労計画の認定の基準として、法務大臣・厚生労働大臣が告示で定める「指定区域」が示されています（
- ・同時に複数の育成就労外国人に育成就労を行わせる場合の人数基準は、
「指定区域内」かつ「優良な育成就労実施者（監理型は優良な監理支援機関の監理支援を受ける場合）」で抽
- ・育成就労実施者の変更（転籍等）に関し、一定の場合に割合上限（6分の1）が示されています（告示案の概要

この資料でできること

- ・自社が「指定区域」に該当する可能性があるかを確認する
- ・受入枠（人数基準）に関わる前提を、社内の準備タスクとして棚卸しする
- ・運用が確定していない箇所（案・今後の公表事項）を「要確認」として残す

1. 指定区域（所在地）の確認チェック

- 受入れ（本店/主たる事業所/就業場所）の所在地を確定（複数拠点がある場合は拠点ごと）
- 「指定区域」に該当するかを、公式一次情報の告示・一覧で確認（最新版）
- 住所の扱い（本店住所/事業所住所/監理支援機関住所など）が、どの基準で参照されるかを運用要領で確認

参考：告示案の概要で示されている指定区域（要約）

- ・ 埼玉県、千葉県、東京都、神奈川県、愛知県、京都府、大阪府、兵庫県の一部（除外市町村あり）
- ※除外地域が明記されているため、必ず公式の原文で確認してください。

社内向けの一言（誤解防止）

- ・ 「指定区域＝ダメ」ではなく、人数基準や変更認定の条件に影響する可能性がある論点
- ・ 制度は施行前で、告示や運用要領の更新が続く前提で管理する

2. 受入枠（同時に複数受入れ）の確認チェック

- 受入予定人数（年度・四半期単位）を決める
- 「同時に複数の育成就労外国人に育成就労を行わせる」ケースに該当するか整理
- 人数基準の適用条件（指定区域内/外、優良要件、監理型の場合の監理支援）を公式文書で確認
- 「優良な育成就労実施者」「優良な監理支援機関」の要件・確認方法を公式文書で確認（施行規則/運用要領）

実務の準備（推奨）

- 労務・安全衛生・就業管理の社内ルールを棚卸し（監査対応の観点）
- 教育計画（日本語/技能評価）と記録保管の運用を整備
- 苦情・相談窓口（社内/外部）の体制と記録を整備

3. 実施者変更（転籍等）に関する確認チェック

- 実施者変更（転籍）が生じた場合の社内フロー（誰が、いつ、何を）を作る
- 告示案の概要で示されている割合上限（6分の1）に該当し得るケースを把握
- 「直近の育成就労実施者の住所が指定区域内にある者」の定義・算定方法を運用要領で確認
- 変更前・変更後の情報（住所、契約、記録）の保全ルールを決める

4. 分野別要件（上乘せ基準・協議会等）との合わせ技

- 自社が該当する育成就労産業分野を確定（分野ごとに要件・書類が変わる可能性）
- 分野別の協議会加入・協議が調った事項への対応が求められるか確認
- 分野別の「上乘せ基準（告示）」や運用要領の更新を定期チェックする担当者を決める

参考：育成就労の分野別「上乘せ基準」告示は、掲載・更新が続く前提で管理が必要

5. 相談の前に揃える情報（ヒアリング項目）

- 事業所情報（所在地、業種、従業員数、拠点数）
- 受入計画（分野、職種、人数、就業場所、開始時期）
- 支援体制（自社支援/外部委託、委託先候補）
- 指定区域の該当有無（暫定でも可）と、拠点別の整理
- 優良要件の見込み（現状の監査・記録・教育体制の有無）

丸忠物産（HR）無料相談の目安

- ・オンライン30分
- ・制度選び／受入枠の整理／支援体制の設計から相談可能

6. 公式一次情報（必ず最新版で確認）

- ・外国人育成就労制度について（制度概要・法令/運用要領等） | 厚生労働省
https://www.mhlw.go.jp/stf/seisakunitsuite/bunya/koyou_roudou/jinzaikaihatsu/global_cooperation/index_00029.html
- ・育成就労法施行規則の施行に伴う法務省・厚生労働省告示案（概要） | e-Gov (PDF)
<https://public-comment.e-gov.go.jp/pcm/download?seqNo=0000300219>

免責

本資料は一般情報です。法令・告示・運用は変更されることがあります。
最終判断は最新の公式情報の確認と、必要に応じ専門家への相談を推奨します。